



## 教育振興基本計画の法規定(教育基本法第17条)

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の事情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努力しなければならない。

## 第3期教育振興基本計画の概要

### I 教育の普遍的な使命

### II 教育をめぐる現状と課題

### III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す。

[個人と社会の目指すべき姿]

【個人】自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

【社会】一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

[教育政策重点事項]

・「超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力の向上が必要

・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に捉えて取り組む

### IV 今後の教育政策 II に関する基本的な方針

方針1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。

目標1 確かな学力の育成

目標2 豊かな心の育成

目標3 健やかな体の育成

目標4 問題発見・解決能力の修得

目標5 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

目標6 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

方針2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。

目標7 グローバルに活躍する人材の育成

目標8 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

目標9 スポーツ・文化等多様な分野の人材育成

方針3 生涯学び、活躍できる環境を整える。

目標10 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

目標11 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のため

の学びの推進

目標12 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

目標13 障害者の生涯学習の推進

方針4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。

目標14 家庭の経済状況や地理的条件への対応

目標15 多様なニーズに対応した教育機会の提供

方針5 教育政策推進のための基盤を整備する。

目標16 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

目標17 ICT利活用のための基盤の整備

目標18 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

目標19 児童生徒等の安全の確保

目標20 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革

目標21 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

### V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1 客観的な根拠を重視した教育政策の推進 2 教育投資の在り方 3 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造